

パブリックコメント実施結果

1 実施概要

(1)意見募集期間

平成30年8月21日（火）から平成30年9月20日（木）まで（31日間）

(2)意見募集方法

F A X、郵送、持参、電子メール

(3)資料の閲覧・配布場所

- ・札幌市都市局市街地整備部住宅課
- ・札幌市総務局行政部行政情報課（市政刊行物コーナー）
- ・各区役所市民部総務企画課広聴係
- ・各まちづくりセンター
- ・住宅課ホームページ

2 意見の内訳

(1)意見提出者数及び件数

- ・意見提出者 4人
- ・件数 4件

(2)提出方法別意見提出者数

提出方法	意見提出者数
F A X	1人
郵送	2人
持参	0人
電子メール	1人
合計	4人

(3)意見の概要と札幌市の考え方

第3章 住まいづくりの理念と基本目標			
意見番号	該当ページ	ご意見の概要	札幌市の考え方
1	【概要版】 3 【本編】 36	香害などで苦しむ化学物質過敏症患者が安全・安心に暮らせる環境づくりを進めてほしい。	柔軟剤など合成香料のにおいにより様々な症状に苦しんでいる方がいるという事象については、市ホームページ等を通じて「香りのエチケット」に関する普及啓発を行っているところであり、今後も国や他自治体の動向なども踏まえながら、情報提供に努めてまいります。 (保健福祉局 保健所)
第4章 基本方針と推進する施策			
意見番号	該当ページ	ご意見の概要	札幌市の考え方
2	【概要版】 6 【本編】 44	市営住宅の応募倍率が高い状況を受け、民間賃貸住宅の『家賃補助制度の創設』を提案する。	いただいた意見も参考にしながら、民間賃貸住宅が住宅セーフティネットとしての役割を十分に発揮できる環境整備に努めてまいります。 (都市局 市街地整備部)
3	【概要版】 8 【本編】 46	再エネ機器の導入促進については、費用対効果の改善や低周波騒音問題の解決が図られるまで凍結すべきだ。	再エネ機器の導入については、温室効果ガス削減の観点から、各種補助事業を実施しているところであり、導入が進むことで設置費用が安価となることから、更なる普及につながると考えております。 また、国では低周波音問題について情報収集しているところではありますが、発生音によるトラブルを避けるため、再エネ機器の運転音に関して、騒音防止を目的とした据付けガイドブックの配布等の対策について、関係団体に要請しております。本市においても、ホームページやパンフレット等を通じて、設置者に対して騒音に配慮するよう啓発しております。 (環境局 環境都市推進部) (環境局 環境管理担当部)

第4章 基本方針と推進する施策			
意見 番号	該当 ページ	ご意見の概要	札幌市の考え方
4	【概要版】 8 【本編】 46	市営住宅のエレベーターや浴槽、風呂釜が付いていない住戸の改善が図られないと、高齢者は申込みができず、空き家の改善に繋がらない。	エレベーターがない市営住宅については、建替や大規模改修を行う際に順次設置を進めており、今後も安全性や快適性の確保された市営住宅の提供に努めてまいります。 (都市局 市街地整備部)